

ご意見をお寄せください

本町では、町民の皆さんからの町政に関する提案、要望、意見等を広く募集しています。ご意見は、町の各施設（本庁舎、西春別支所、各連絡事務所及び東公民館）に設置している「町政ご意見箱」に投書するか、本町ホームページの意見投稿機能を用いて投稿することができます。

お寄せいただいたご意見等は、町政に反映させていただきますのでご活用ください。

問合せ／総務行政担当（内線2111・2112）

冬の交通安全運動期間

11月11日(火)から11月20日(休)までの10日間、冬の交通安全運動が実施されます。

期間中の重点目標

- 降雪に伴う冬道路面でのスリップ事故の防止
- 高齢者の交通事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

冬期間の運転に向けて、早めにタイヤ交換等の準備を進め、安全安心な別海町を目指しましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

別海町ふるさと 応援制度 寄付をいただきました

臼井洋二さん（神奈川県在住）から寄付をいただきました。寄せられた寄付金は『高齢者・障がい者の支援に関する事業』、『スポーツの振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

～今後も皆様からの応援をお待ちしています～

問合せ／企画振興担当（内線2213）



べつかい協働のまちづくり補助金

（公募型）後期採択事業決定

平成26年度べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）後期分採択事業が決定しましたのでお知らせいたします。採択された事業については、本補助金を有効活用し継続した活動となることを期待しています。

事業名	団体名	補助区分	交付予定額	事業の内容
別海町民健康づくり 推進事業	別海町 健康づくり協会 JANE	担い手支援型 補助金 (8割補助)	108千円	年間を通した健康づくりの場を提供し、町民自らの健康に対する意識向上などを促進させる取り組み

※採択事業の活動状況は、今後ホームページ等を活用しお知らせしていく予定です

問合せ／まちづくり推進担当（内線2215・2216）

平成26年度

防火ポスターコンクール

別海消防署では、秋の火災予防運動（10月15日から31日まで）の実施に伴い、町内の小・中学生を対象に防火ポスターコンクール（後援：町教育委員会）を実施しました。

応募された全作品は、火災予防運動の期間中に中央公民館のロビーに展示され、来館された多くの方の目を引き、火災予防を訴えていました。



【教育長賞】 中春別中学校3年
原内 星 さん



【署長賞】 別海中央小学校1年
伊原 彪真 君



【署長賞】 中春別小学校6年
牧野あさひ さん



【署長賞】 中春別中学校2年
牧野ひより さん



【奨励賞】 中春別小学校1年
花岡 さち さん



【奨励賞】 上春別小学校2年
山家 すず さん



【奨励賞】 別海中央小学校6年
岩本 莉奈 さん



【奨励賞】 別海中央小学校6年
吉川 凜 さん



し尿のくみ取りのお知らせ

12月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。くみ取りが必要な方は11月20日までにお申込みください。

※すぐに汲んでほしいなどの急な申込みは、他の方に大変迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので、早めの申込みをお願いします。

※家庭廃水は凍結するおそれがあるため12月から3月までは、くみ取りを行いませんのでご了承ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

臨時福祉給付金

4月1日からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方の影響を考え、臨時福祉給付金を支給しています。

この給付金は、6月2日から申請受付・支給をしますが、1回のみのお支給となっております。

なお、給付金には、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の2種類があり、両方の受給資格がある場合は、臨時福祉給付金が優先されます（臨時福祉給付金が支給されない場合は、子育て世帯臨時特例給付金の対象となる場合があります）。

1 支給対象者

- ①平成26年1月1日現在、別海町に住所を有している方。
- ②平成26年度分住民税(均等割)が課税されていない方（非課税）。ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。また生活保護受給者も対象外です。
- ③支給対象年齢はありません。

2 給付額

- ①1人につき1万円。
- ②給付対象者で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等を受給している方は、5千円を加算。

3 手続き

役場福祉課、又は各支所連絡事務所で申請願います。
印鑑、申請する方全員の身分を証明できるもの（健康保険証や運転免許証等）、年金等の受給がわかるもの、口座番号等がわかる通帳等を持参願います。

4 申請期限

平成26年12月2日(火)まで

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。受付は平成26年12月2日までとなっていますので、未申請者はお早めに申し込みください。

1 支給対象者

次のいずれの要件も満たす方

- ①平成26年1月1日現在、別海町に住所を有している方
- ②平成26年1月分の児童手当・特例給付※1を受給
- ③平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額※2未満

※1 特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

※2 所得制限限度額については担当へお問合せください。

2 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外です。

- 「臨時福祉給付金」の対象※となる児童 ※詳しくは上記の臨時福祉給付金の記事をご覧ください。
- 生活保護制度の被保護者に当たる児童

<注意点> 上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含みます。

3 支給額

対象児童1人につき10,000円

4 手続き

印鑑を持参のうえ役場福祉課、又は各支所・連絡事務所で申請願います。

公務員の方については、「口座番号等がわかる通帳等の写し」及び所属庁から交付される「児童手当（特例給付）受給状況証明書」を併せて提出してください。

なお、申請につきましては、給付金の主旨からお早めに済まされますようお願いいたします。

5 申請期限

平成26年12月2日(火)まで

6 その他

子育て世帯臨時特例給付金を申請し、臨時福祉給付金該当の可能性があるため不支給となった方については、臨時福祉給付金該当の可能性があるので、お早めに臨時福祉給付金の申請を済まされますようお願いいたします。

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）



子ども・子育て関連3法に基づく条例が制定されました

平成24年8月に子ども・子育て関連3法（略称「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法一部改正法」、「整備法」）が成立し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設され、各自治体が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援の充実を図るため「地域子ども・子育て事業」を行うことになりました。

国は消費税率の引上げにより確保する財源を含め、早ければ平成27年4月から施行を予定しています。これに伴い、町は次の3つの条例を制定しました。

なお、これらの条例は町のホームページにその概要が掲載されております。

①「別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

これは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業について設備と運営に関する基準を定めました。

- 家庭的保育事業 保育者の居宅、その他の場所で保育し、1人～5人を定員とする事業
- 小規模保育事業 保育者の居宅、その他の場所で保育し、6人～19人を定員とする事業
- 居宅訪問型保育事業 保育を必要とする子どもの居宅で保育する事業
- 事業所内保育事業 事業所の従業員の子どもと地域の子どもを保育する事業

②「別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

これは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業について、設備及び運営に関する基準を定めました。

③「別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

これは、給付の実施主体である町が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する制度や基準を定めました。

※新たに事業に参入をお考えの方や、既に託児事業をされている方で、これらの事業の内容を詳しく知りたい方は、担当までご連絡願います。

問合せ／こども・子育て担当（内線1331・1313・1314）

これから幼稚園や保育園の利用をお考えの方や、すでに利用している方に向けた子ども・子育て支援新制度及び利用者説明会を開催します！

平成27年4月1日から、子ども・子育てに関する新制度「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。この制度の施行に向けて、①これから幼稚園や保育園の利用を予定されている方、②現在幼稚園や保育園を利用している方に向けた利用者説明会を下記の日程で開催します。

園 名	会 場	日 程	時 間	電話番号
中 西 別 幼 稚 園	各幼稚園	平成26年11月27日(木)	13時00分～14時00分	75-6604
上 西 春 別 幼 稚 園		平成26年11月25日(火)	13時00分～14時00分	77-2653
野 付 幼 稚 園	尾岱沼地域センター きらくる	平成26年11月26日(水)	13時00分～14時00分	0153 86-2836
別 海 保 育 園	各保育園	平成26年11月27日(木)	19時30分～20時30分	75-2726
上 西 春 別 保 育 園		平成26年11月25日(火)	19時30分～20時30分	77-2040
中春別へき地保育園		平成26年11月27日(木)	9時30分～10時30分	76-2030
上春別へき地保育園		平成26年11月25日(火)	9時30分～10時30分	75-6328
上風連へき地保育園		平成26年11月25日(火)	14時30分～15時30分	75-7328
豊原へき地保育園		平成26年12月 3日(水)	13時30分～14時30分	76-2126
本別海へき地保育園	本別海地域センター	平成26年12月 1日(月)	15時00分～16時00分	75-8120
西春別へき地保育園	西春別地域センター みらい館	平成26年11月26日(水)	10時00分～11時00分	77-2344

《説明会の問合せ先》

幼稚園に関して、教育委員会 学務課 学校教育担当（内線 3511）

保育園に関して、福祉課 こども・子育て担当（内線 1331・1313・1314）

※なお、日程等につきましては変更する場合がありますので説明会の問合せ先に確認してください。